						事業番号	151
			行政事	業レビュー	-シート	(厚生	労働省)
予算事業名		名誉回征	夏事業	事業開始 年度	平成1	4年度	作成責任者
担当部局庁		健康局		担当課室	疾病対策課		疾病対策課 難波 吉雄
会計区分		一般会計		上位政策		_	<i>7</i> 4.000
集集の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度 以内)				 関係する計			
		18条		画、通知等			
		「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条」に基づき、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発及び名誉回復に必要な措置を行うことを目的とする。  【ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条】  国は、ハンセン病の患者であった者等の名誉の回復を図るため、国立のハンセン病資料館の設置、歴史的建造物の保存等ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する正しい知識の普及啓発その他必要な措置を講ずるとともに、死没者に対する追悼の意を表するため、国立ハンセン病療養所等において収蔵している死没者の焼骨に係る改葬費の遺族への支給その他必要な措置を講ずるものとする。					
<b>事業概要</b> 〔5行程度以		①名誉回復事業 中学生を対象としたパンフレットに加え、指導者向けのパンフレットも作成し、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に 関する知識の普及啓発を実施する。 ②改葬費 各療養所の納骨堂に眠る遺骨について、親族等の墓に改葬するための費用の支給を行う。					
実	施状況	全国の中学校等に対し、①中学生向けパンフレッ②指導者向けパンフレッ	ル 170万部	を実施。 			
			19年度	20年度	21年度	22年度	23年度要求
<b>予算の状況</b> (単位:百万円)		予算額(補正後)	31	29	29	31	31
		執行額	25	25	20		
		執行率	80.6	86.2	69.0		
		総事業費(執行ベース)	25	25	20		
自己点検		支出先・使途の把握については、官庁会計システム(アダムス)により把握している。 ※本事業は直接、国で支出しているため、「資金の流れ」欄及び「費用・使途」欄の記載を省略。					
	見直しの余地	・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律によれば、国の隔離政策に起因してハンセン病の患者であった者等が受けた身体及び財産に係る被害その他社会生活全般にわたる被害の回復には、未解決の問題が多く残されているとされており、ハンセン病の患者であった者等に対する偏見と差別のない社会の実現に向けて、真摯に取り組むこととされている。 ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第18条によれば、ハンセン病及びハンセン病対策の歴史に関する知識の普及啓発を実施し、ハンセン病の患者であった方々の名誉回復を図ることとされており、当該事業について見直しをすることは困難である。					
		、 病問題の解決の促進に関する法律に基づく必要な事業であることから見直しの余地はないが、引き続き適切な予算執行 こと。					
補記							